

令和8年第4回市議会定例会付議事件表

6月8日提出

番 号	件 名
議案第46号	市長の専決処分事項の承認について
議案第47号	真岡市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第48号	真岡市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第49号	真岡市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第50号	真岡市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第51号	真岡市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第52号	真岡市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第53号	真岡市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第54号	真岡市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第55号	真岡市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第56号	真岡市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第57号	真岡市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第58号	真岡市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第59号	真岡市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第60号	真岡市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第61号	真岡市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第62号	真岡市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第63号	真岡市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
議案第64号	真岡市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第65号	真岡市印鑑条例の一部改正について
議案第66号	真岡市印鑑条例及び真岡市手数料徴収条例の一部改正について
議案第67号	真岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び真岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第68号	真岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び真岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第69号	真岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第70号	真岡市消防団員の身分、給与等に関する条例の一部改正について
議案第71号	小中学校GIGAスクール児童生徒学習用端末の取得について
議案第72号	小学校電子黒板等機器の取得について
議案第73号	中学校電子黒板等機器の取得について
議案第74号	消防ポンプ自動車の取得について
議案第75号	市有財産の譲渡について
議案第76号	権利の放棄について

議案第 77 号	令和 8 年度真岡市一般会計補正予算（第 5 号）
議案第 78 号	令和 8 年度真岡市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 1 号）
議案第 79 号	令和 8 年度真岡市水道事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 80 号	令和 8 年度真岡市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
報告第 2 号	令和 7 年度真岡市継続費繰越計算書の報告について
報告第 3 号	令和 7 年度真岡市繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第 4 号	令和 7 年度真岡市公営企業会計予算繰越計算書の報告について
報告第 5 号	令和 8 年度もおか鬼怒公園開発株式会社営業計画及び予算書の提出について
報告第 6 号	令和 8 年度公益財団法人真岡市農業公社事業計画及び予算書の提出について

市長の専決処分事項の承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により承認を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

真岡市長 中 村 和 彦

記

専決第 8 号 令和 8 年度真岡市一般会計補正予算（第 4 号）  
（別冊）

真岡市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を真岡市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

真岡市長 中 村 和 彦

記

氏 名	山 田 博 之
生年月日	昭和 3 6 年 3 月 1 9 日
住 所	真岡市東郷 1 1 2 番地
職 業	農 業

真岡市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を真岡市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

真岡市長 中 村 和 彦

記

氏 名	篠 崎 伸 哉
生年月日	昭和 2 6 年 1 1 月 2 9 日
住 所	真岡市西高間木 4 3 1 番地 1
職 業	農 業

真岡市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を真岡市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

真岡市長 中 村 和 彦

記

氏 名	関 亦 初 枝
生年月日	昭和 29 年 1 月 19 日
住 所	真岡市高勢町二丁目 139 番地
職 業	団体非常勤嘱託員

真岡市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を真岡市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

真岡市長 中 村 和 彦

記

氏 名	篠 崎 明 美
生年月日	昭和 3 9 年 8 月 2 5 日
住 所	真岡市西田井 1 2 1 番地
職 業	農 業

真岡市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を真岡市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

真岡市長 中 村 和 彦

記

氏 名	菊 地 孝 一
生年月日	昭和 2 9 年 1 1 月 2 2 日
住 所	真岡市西田井 1 9 0 7 番地
職 業	農 業

真岡市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を真岡市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

真岡市長 中 村 和 彦

記

氏 名	宮 田 耕 造
生年月日	昭和 3 5 年 1 2 月 2 1 日
住 所	真岡市島 3 1 6 番地
職 業	農 業

真岡市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を真岡市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

真岡市長 中 村 和 彦

記

氏 名	稲 毛 一 夫
生年月日	昭和 3 6 年 1 2 月 6 日
住 所	真岡市上大田和 5 9 3 番地 1
職 業	農 業

真岡市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を真岡市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

真岡市長 中 村 和 彦

記

氏 名	石 田 晃
生年月日	昭和 3 5 年 2 月 1 9 日
住 所	真岡市原町 1 2 5 番地
職 業	農 業

真岡市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を真岡市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

真岡市長 中 村 和 彦

記

氏 名	上 杉 立
生年月日	昭和 3 2 年 1 2 月 2 2 日
住 所	真岡市下籠谷 1 8 3 8 番地
職 業	農 業

真岡市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を真岡市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

真岡市長 中 村 和 彦

記

氏 名	石 川 修 二
生年月日	昭和 4 7 年 7 月 1 0 日
住 所	真岡市伊勢崎 4 1 6 番地
職 業	農 業

真岡市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を真岡市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

真岡市長 中 村 和 彦

記

氏 名	川 又 万里子
生年月日	昭和 3 4 年 8 月 1 6 日
住 所	真岡市粕田 3 9 3 番地
職 業	農 業

真岡市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を真岡市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

真岡市長 中 村 和 彦

記

氏 名	皆 川 康 宏
生年月日	昭和 3 5 年 3 月 2 4 日
住 所	真岡市長沼 6 4 5 番地 2
職 業	農 業

真岡市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を真岡市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

真岡市長 中 村 和 彦

記

氏 名	大 森 聡 之
生年月日	昭和 40 年 3 月 24 日
住 所	真岡市青田 74 番地 1
職 業	農 業

真岡市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を真岡市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年6月8日提出

真岡市長 中村和彦

記

氏名	川澄誠
生年月日	昭和45年1月14日
住所	真岡市程島802番地
職業	農業

真岡市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を真岡市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

真岡市長 中 村 和 彦

記

氏 名	横 山 玲 子
生年月日	昭和 3 6 年 3 月 1 9 日
住 所	真岡市大和田 3 6 6 番地
職 業	農 業

真岡市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を真岡市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

真岡市長 中 村 和 彦

記

氏 名	荒 井 忠 雄
生年月日	昭和 3 2 年 5 月 1 1 日
住 所	真岡市高田 2 4 0 7 番地
職 業	農 業

真岡市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

真岡市固定資産評価員水沼保彦は、令和 8 年 3 月 3 1 日付けで辞任したため、次の者を選任したいので、地方税法第 4 0 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

真岡市長 中 村 和 彦

記

氏 名	長谷川 佳 孝
生年月日	昭和 4 3 年 3 月 2 7 日
住 所	真岡市下籠谷 2 8 6 5 番地 2
職 業	地方公務員

真岡市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求  
めることについて

真岡市固定資産評価審査委員会委員野澤雅孝は、令和 8 年 6 月 1 9 日  
任期満了につき、次の者を選任したいので、地方税法第 4 2 3 条第 3 項  
の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

真岡市長 中 村 和 彦

記

氏 名	藤 田 主 計
生年月日	昭和 3 8 年 2 月 3 日
住 所	真岡市小林 1 4 1 番地
職 業	団体職員

真岡市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日 提出

真岡市長 中 村 和 彦

真岡市印鑑条例の一部を改正する条例

真岡市印鑑条例（昭和 4 9 年条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 2 現に印鑑の登録を受けている者が新しい印鑑による登録を受けようとする場合であって、当該申請の同日に現に登録している印鑑に係る印鑑登録証明書の交付を受けているときは、当該印鑑登録証明書を市長に返還するものとする。

第 5 条第 2 項第 7 号中「非漢字圏の外国人住民」の次に「（漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含む。次条第 2 項において同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

印鑑登録を受けている者が新しい印鑑による登録を受けようとする場合であって、当該申請の同日に印鑑登録証明書の交付を受けているときは、当該印鑑登録証明書を市長に返還するものとするとともに、漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者について、カタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑を登録することができるようにするものである。

真岡市印鑑条例及び真岡市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日提出

真岡市長 中 村 和 彦

真岡市印鑑条例及び真岡市手数料徴収条例の一部を改正する条例

(真岡市印鑑条例の一部改正)

第 1 条 真岡市印鑑条例（昭和 49 年条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 5 項中「個人番号カード（）」を「個人番号カード、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）

（これらのうち、「」に改める。

(真岡市手数料徴収条例の一部改正)

第 2 条 真岡市手数料徴収条例（昭和 29 年条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

別表備考中「個人番号カード（）」を「個人番号カード、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは

特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち、」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### （説明）

出入国管理及び難民認定法等の一部改正により、個人番号カードの機能を併せ持つ特定在留カード及び特定特別永住者証明書の交付が開始されることに伴い、所要の改正を行うものである。

真岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び真岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日提出

真岡市長 中 村 和 彦

真岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び真岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(真岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 真岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第 13 条 家庭的保育事業者等は、法第 34 条の 16 第 4 項において準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和 6 年法律第 69 号)第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性

のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)

その他の必要な措置を講じなければならない。

(真岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 真岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第15条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

(説明)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律が制定されたことに伴い改正された家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）に従い、児童対象性暴力等の防止に関する規定を追加するものである。

真岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び真岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日 提出

真岡市長 中 村 和 彦

真岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び真岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(真岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 真岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号を次のように改める。

(6) 満 3 歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業（同項第 3 号に掲げる事業を除く。）をいう。

第 2 条第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(6) の 2 満 3 歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業（同項第 3 号に掲げる事業に限る。）をいう。

第 2 条第 1 1 号の次に次の 3 号を加える。

(11)の 2 教育認定子ども 法第 2 7 条第 1 項に規定する教育認定子どもをいう。

(11)の 3 満 3 歳以上保育認定子ども 法第 2 7 条第 1 項に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。

(11)の 4 保育認定子ども 法第 2 9 条第 2 項に規定する保育認定子どもをいう。

第 6 条第 2 項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「同条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども又は満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。）」に改め、同条第 4 項中「これらの項に規定する選考の方法」を「選考方法又は前項に規定する選考の方法」に改める。

第 7 条第 2 項中「法第 1 9 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第 1 3 条第 4 項第 3 号ア（ア）中「法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア（イ）中「法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下イ」を「以下このイ」に改め、同号イ（ア）中「法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、

同号イ（イ）中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第20条第7号中「及び第3項」を削り、「選考の方法」を「選考方法及び同条第3項に規定する選考の方法」に改める。

第25条中「幼稚園」を「学校教育法第1条に規定する幼稚園」に、「学校教育法第28条第2項」を「同法第28条第2項」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に、「同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども

に該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4条第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第37条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。

）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る

## 利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員第37条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を加え、「この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「特定地域型保育事業者により特定地域型保育」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。））」に、「小学校就学前子ども」を「法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」に、「以下この号及び第6項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条第7項中「（入所定員が20人以上のものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、同条中第11項を第12項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。））」に改める。

第46条第1項第7号中「（第39条第2項に規定する選考の方法）」を「（第39条第2項及び第3項に規定する選考の方法）」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書並びに第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る」を「第14条第1項中「」に、「と読み替える」を「と、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と読み替える」に改める。

第51条第1項中「特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「をいう。次条第3項」の次に「及び第52条第3項」を加え、「第40条第2項」を「第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項」に、「を含む。次条第3項」を「を含む。第52条第3項」に改め、「以下この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、「法第19条第1号又は第3号に掲げる

小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）」に、「同条第3号」を「法第19条第3号」に、「利用することができるよう」を「利用できるよう」に改め、「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改める。

第51条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用

及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項）」を「満3歳未満保育認定子ども（第51条第1項）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

（真岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 真岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「場合」の次に「若しくは同条第10項第3号の規

定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第6条第1項中「次に掲げる事項」の次に「（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。））」を加え、同項第3号中「家庭的保育事業者等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。））」を加え、同条第7項中「ものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、「連携協力を行う者」を「連携協力を行う施設又は事業所」に改める。

第18条第6号を次のように改める。

(6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第27条を次のように改める。

（小規模保育事業の区分）

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）及び小規模保育事業C型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）とする。

第29条第2項第3号中「法第6条の3第10項第2号」を「法第6条の3第10項第2号又は第3号」に改める。

第35条中「法第6条の3第10項」を「法第6条の3第10項第1号」に改める。

第48条中「設置し」を「設置」に、「第48条において準用する第4号」を「第4号」に、「と、同条第4号中「次号並びに第33条

第 4 号及び第 5 号」とあるのは「第 4 8 条において準用する次号」と読み替えるものとする」を「とする」に改める。

附則第 3 条中「家庭的保育事業者等（」の次に「満 3 歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第 6 条中「家庭的保育事業等」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### （説明）

児童福祉法等の一部改正により満 3 歳以上限定小規模保育事業が創設されたことに伴い改正された特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）に従い、満 3 歳以上限定小規模保育事業の基準を定めるものである。

真岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日提出

真岡市長 中 村 和 彦

真岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

真岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条第 3 項中「保健師、看護師又は准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の 2 項を加える。

- 4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に 5 年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を 1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所 A 型の保育

士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第44条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育

士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第9条中「法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい」を削り、「第29条第3項」を「第29条第3項若しくは第4項」に、「

第 4 4 条第 3 項」を「第 4 4 条第 3 項若しくは第 4 項」に、「保育士の数（前 2 条の規定の適用がないとした場合の第 2 9 条第 2 項又は第 4 4 条第 2 項により算定されるものをいう。）」を「前 2 条の規定の適用がないものとした場合の第 2 9 条第 2 項又は第 4 4 条第 2 項により算定される保育士の数」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### （説明）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）に従い、小規模保育事業 A 型、小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う事業所において、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員等であって、子育てに関する知識及び経験を有するものを、1 人に限り、保育士とみなすことができることとするほか、所要の改正を行うものである。

真岡市消防団員の身分、給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日提出

真岡市長 中 村 和 彦

真岡市消防団員の身分、給与等に関する条例の一部を改正する条例

真岡市消防団員の身分、給与等に関する条例（昭和 40 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1

階級 種別	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員		
							基本 団員	機能別団員	
								OB 団員	ラッパ 隊等
年額 報酬	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	220,000	180,000	150,000	107,000	85,000	52,000	47,000	10,000	0
摘要	自動車正運転手 10,000 円、自動車副運転手 5,000 円、自動車整備員 5,000 円、旗手 3,000 円、警鐘手 3,000 円を年額報酬のほか加給する。								

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

(説明)

消防団の災害対応能力の向上及び消防団員の確保を図るため、特定の活動や役割に特化した機能別消防団員の制度を導入することに伴い、その報酬の額を定めるものである。

小中学校 G I G A スクール児童生徒学習用端末の取得について

次のとおり小中学校 G I G A スクール児童生徒学習用端末を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

真岡市長 中 村 和 彦

記

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 物品名     | 学習用端末 6, 6 9 1 台   |
| 2 | 取得の目的   | I C T 教育の推進のため   |
| 3 | 取得の予定価格 | 3 6 8, 0 0 5, 0 0 0 円  |
| 4 | 取得の相手方  | 宇都宮市中今泉 3 丁目 1 番 1 3 号<br>富士電機 I T ソリューション株式会社<br>北関東支店<br>支店長 菊 川 洋 一 |

(説明)

G I G A スクール構想によって整備した 1 人 1 台端末を更新するものである。

小学校電子黒板等機器の取得について

次のとおり小学校電子黒板等機器を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月8日提出

真岡市長 中村和彦

記

- |   |         |                                     |
|---|---------|-------------------------------------|
| 1 | 物品名     | 電子黒板及び電動式昇降ディスプレイスタンド<br>152台       |
| 2 | 取得の目的   | ICT教育の推進のため                         |
| 3 | 取得の予定価格 | 69,128,400円                         |
| 4 | 取得の相手方  | 真岡市田町2205番地<br>有限会社ヨコタ<br>代表取締役 横田透 |

(説明)

小学校に配備している電子黒板等を更新するものである。

中学校電子黒板等機器の取得について

次のとおり中学校電子黒板等機器を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月8日提出

真岡市長 中村和彦

記

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 物品名     | 電子黒板及び電動式昇降ディスプレイスタンド<br>94台              |
| 2 | 取得の目的   | ICT教育の推進のため                               |
| 3 | 取得の予定価格 | 42,973,920円                               |
| 4 | 取得の相手方  | 真岡市根本1898番地1<br>有限会社大滝事務機販売<br>代表取締役 大滝泰一 |

(説明)

中学校に配備している電子黒板等を更新するものである。

消防ポンプ自動車の取得について

次のとおり消防ポンプ自動車を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月8日提出

真岡市長 中 村 和 彦

記

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 物 品 名   | 消防ポンプ自動車 2台                               |
| 2 | 取得の目的   | 老朽化した消防ポンプ自動車を更新するため                      |
| 3 | 取得の予定価格 | 48,080,920円                               |
| 4 | 取得の相手方  | 小山市大字喜沢1394番地<br>合資会社渡辺商店<br>代表社員 渡 辺 圭 一 |

(説明)

消火活動に支障がないよう、老朽化した消防団用の消防ポンプ自動車を更新するものである。

## 市有財産の譲渡について

次のとおり市有財産を無償譲渡したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

真岡市長 中 村 和 彦

## 記

## 1 譲渡財産

種別	所在	構造	床面積	備考
建物	真岡市鹿 1304 番地 2	木造平屋 建て	66.25 m <sup>2</sup>	旧真岡市消防団第 6 分団第 4 部消防会館

## 2 譲渡の相手方

住所 真岡市

氏名 個人

(説明)

真岡市消防団第 6 分団第 4 部消防会館を移転したことに伴い用途廃止をした当該建物を、その所在する土地の所有者へ無償で譲渡するものである。

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月8日提出

真岡市長 中 村 和 彦

記

- |   |          |                  |
|---|----------|------------------|
| 1 | 放棄する権利   | 真岡市ケーブルテレビ利用料金債権 |
| 2 | 放棄する債権の額 | 235,537円（明細別紙）   |
| 3 | 債務者      | 別紙               |
| 4 | 放棄の理由    | 消滅時効の期間が経過したため   |

（説明）

債務者23名に対して有する真岡市ケーブルテレビ利用料金債権66件について、放棄するものである。

番号	債務者	年度及び期別	金額
1	住所 真岡市	平成27年度11月分	5,033円
2	氏名 個人	平成27年度12月分	5,033円
3		平成27年度 1月分	5,033円
4		平成27年度 2月分	5,033円
5		平成27年度 3月分	5,033円
6	住所 真岡市	平成27年度11月分	1,955円
7	氏名 個人	平成27年度12月分	1,955円
8		平成27年度 1月分	1,955円
9		平成27年度 2月分	1,955円
10		平成27年度 3月分	1,955円
11	住所 真岡市	平成27年度 1月分	7,042円
12	氏名 個人	平成27年度 2月分	7,042円
13	住所 真岡市	平成27年度 1月分	5,141円
14	氏名 個人	平成27年度 2月分	5,141円
15		平成27年度 3月分	5,141円
16	住所 真岡市	平成27年度11月分	1,955円
17	氏名 個人	平成27年度12月分	1,955円
18		平成27年度 1月分	1,955円
19		平成27年度 2月分	1,955円
20		平成27年度 3月分	1,955円
21	住所 真岡市	平成27年度12月分	3,910円
22	氏名 個人	平成27年度 1月分	3,910円

23		平成27年度 2月分	3,910円
24		平成27年度 3月分	3,910円
25	住所 真岡市 氏名 個人	平成27年度 3月分	5,465円
26	住所 真岡市	平成27年度 12月分	5,141円
27	氏名 個人	平成27年度 1月分	5,141円
28		平成27年度 2月分	5,141円
29		平成27年度 3月分	5,141円
30	住所 真岡市 氏名 個人	平成27年度 3月分	5,454円
31	住所 真岡市 氏名 個人	平成27年度 3月分	2,387円
32	住所 真岡市	平成27年度 11月分	3,910円
33	氏名 個人	平成27年度 1月分	3,910円
34		平成27年度 2月分	3,910円
35		平成27年度 3月分	3,910円
36	住所 真岡市	平成27年度 1月分	3,910円
37	氏名 個人	平成27年度 2月分	3,910円
38		平成27年度 3月分	3,910円
39	住所 真岡市	平成27年度 11月分	6,178円
40	氏名 個人	平成27年度 3月分	6,178円
41	住所 真岡市	平成27年度 1月分	3,910円
42	氏名 個人	平成27年度 3月分	3,910円

4 3	住所 真岡市	平成 2 7 年度 1 2 月分	3, 9 1 0 円
4 4	氏名 個人	平成 2 7 年度 1 月分	3, 9 1 0 円
4 5		平成 2 7 年度 2 月分	3, 9 1 0 円
4 6		平成 2 7 年度 3 月分	3, 9 1 0 円
4 7		住所 真岡市	平成 2 7 年度 2 月分
4 8	氏名 個人	平成 2 7 年度 3 月分	4, 8 8 2 円
4 9	住所 真岡市 氏名 個人	平成 2 7 年度 1 2 月分	1, 2 3 1 円
5 0	住所 真岡市 氏名 個人	平成 2 7 年度 1 月分	3, 2 8 3 円
5 1		平成 2 7 年度 2 月分	3, 2 8 3 円
5 2		平成 2 7 年度 3 月分	3, 2 8 3 円
5 3	住所 真岡市 氏名 個人	平成 2 7 年度 1 1 月分	1, 2 3 1 円
5 4		平成 2 7 年度 1 2 月分	1, 2 3 1 円
5 5		平成 2 7 年度 1 月分	1, 2 3 1 円
5 6		平成 2 7 年度 2 月分	1, 2 3 1 円
5 7		平成 2 7 年度 3 月分	1, 2 3 1 円
5 8	住所 真岡市 氏名 個人	平成 2 7 年度 1 2 月分	1, 2 3 1 円
5 9		平成 2 7 年度 1 月分	1, 2 3 1 円
6 0		平成 2 7 年度 2 月分	1, 2 3 1 円
6 1		平成 2 7 年度 3 月分	1, 2 3 1 円
6 2	住所 真岡市 氏名 個人	平成 2 7 年度 1 1 月分	1, 2 3 1 円
6 3		平成 2 7 年度 2 月分	1, 2 3 1 円
6 4		平成 2 7 年度 3 月分	1, 2 3 1 円

6 5	住所 真岡市 氏名 個人	平成 2 7 年度 1 1 月分	3 , 2 8 3 円
6 6	住所 真岡市 氏名 個人	平成 2 7 年度 3 月分	9 , 7 2 0 円

令和7年度真岡市継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和8年6月8日提出

真岡市長 中 村 和 彦

記

- 1 令和7年度真岡市一般会計継続費繰越計算書（別紙）

令和7年度真岡市一般会計継続費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	継続費 の総額	令和7年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残 額	翌年度通 次繰越額	左の財源内訳			
				予 算 計上額	前年度通 次繰越額	計				繰越金 (一般財 源)	特 定 財 源		
											国 (県) 支 出 金	地 方 債	そ の 他
10教育費	5保健体育 費	総合運動公園整備事 業 (IV期工区)	660,000,000	105,000,000	0	105,000,000	29,678,000	75,322,000	75,322,000	122,000	8,000,000	60,000,000	7,200,000
合 計			660,000,000	105,000,000	0	105,000,000	29,678,000	75,322,000	75,322,000	122,000	8,000,000	60,000,000	7,200,000

令和7年度真岡市繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和8年6月8日提出

真岡市長 中 村 和 彦

記

- 1 令和7年度真岡市一般会計繰越明許費繰越計算書（別紙）
- 1 令和7年度真岡市産業団地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書（別紙）

令和7年度真岡市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	歳出予算額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国(県)支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	物価高騰対応商品券配布事業	467,922,000	467,922,000		467,922,000			0
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍標準システム改修事業	8,514,000	8,514,000		8,514,000			0
3 民生費	2 児童福祉費	物価高騰対応子育て応援手当支給事業	243,109,000	6,637,000		6,637,000			0
6 農林水産業費	1 農業費	新基本計画実装・農業構造転換支援事業	102,519,000	102,519,000		102,519,000			0
		畜産クラスター事業	277,950,000	277,950,000		277,950,000			0
8 土木費	1 土木管理費	住まいの耐震性向上推進事業	6,594,000	3,188,000		2,416,000			772,000
		狭あい道路整備事業	4,200,000	4,200,000		2,100,000			2,100,000
	2 道路橋りょう費	市道維持補修事業	74,602,000	51,002,000		25,509,000	20,800,000		4,693,000
		道路維持管理事業	7,500,000	5,955,000			3,100,000		2,855,000
		道路改良事業	235,782,000	106,261,000		12,435,000	21,100,000		72,726,000
		側溝整備事業	15,900,000	1,000,000					1,000,000
	4 都市計画費	中心市街地リノベーション事業(荒町・田町地区)	510,691,000	271,030,000		250,896,000			20,134,000
	5 住宅費	市営住宅管理事業	21,720,000	16,482,000		4,950,000			11,532,000

款	項	事業名	歳出予算額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国(県)支出金	地方債	その他	
10 教育費	2 小学校費	小学校体育館空調設備整備事業	136,837,000	131,880,000		54,281,000	48,100,000	0	29,499,000
	3 中学校費	中学校体育館空調設備整備事業	667,599,000	626,713,000		336,078,000	287,900,000		2,735,000
	4 社会教育費	久保講堂消火栓ポンプ更新事業	6,435,000	6,435,000					6,435,000
合 計			2,787,874,000	2,087,688,000	0	1,552,207,000	381,000,000	0	154,481,000

令和7年度真岡市産業団地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	歳出予算額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国(県)支出金	地方債	その他	
1 産業団地 整備事業費	1 産業団地整 備事業費	産業団地整備事業	426,029,000	168,000,000	0	0	168,000,000	0	0

令和7年度真岡市公営企業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰越計算書を次のとおり報告する。

令和8年6月8日提出

真岡市長 中 村 和 彦

記

- 1 令和7年度真岡市水道事業会計予算繰越計算書（別紙）
- 1 令和7年度真岡市下水道事業会計予算繰越計算書（別紙）

令和7年度真岡市水道事業会計予算繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			当年度 損益勘定 留保資金
						国(県)支出金	企業債	その他	
1 資本的支出	1 建設改良費	アセットマネジメント策定業務委託	12,100,000	12,100,000		3,586,000		8,514,000	
		久下田浄水場管内配水管改良工事 7-3号	29,480,000	19,880,000			19,880,000		

令和7年度真岡市下水道事業会計予算繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			当年度 損益勘定 留保資金
						国(県)支出金	企業債	その他	
1 公共下水道事業資本的支出	1 建設改良費	管渠建設事業	73,000,000	73,000,000		19,187,000	17,267,000	36,546,000	
		処理場建設改良事業	43,000,000	43,000,000		21,500,000		21,500,000	

令和8年度もおか鬼怒公園開発株式会社営業計画及び予算  
書の提出について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、もおか鬼怒公園開発  
株式会社の営業計画及び予算書を提出する。

令和8年6月8日提出

真岡市長 中 村 和 彦

記

令和8年度もおか鬼怒公園開発株式会社営業計画及び予算書（別冊）

令和8年度公益財団法人真岡市農業公社事業計画及び予算  
書の提出について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人真岡市  
農業公社の事業計画及び予算書を提出する。

令和8年6月8日提出

真岡市長 中 村 和 彦

記

令和8年度公益財団法人真岡市農業公社事業計画及び予算書（別冊）